

**令和 8 年度  
国家予算に対する提案・要望  
(こども家庭局関係分)**



**神 戸 市**

---

## 6-2. 暮らしの安全・安心を守る取組みの推進

»内閣府

### 1) 市民生活・市内事業者に対する支援の拡充

#### ○ 医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援

- ・エネルギー価格を含む物価高騰等を踏まえ、医療機関における診療報酬、介護・障害福祉サービス等の報酬、保育所の公定価格をはじめとする社会福祉施設等の給付費・措置費の算定方法について、情勢の変化に応じて適宜見直すとともに、必要な財政支援を行うこと

|                  |       |              |
|------------------|-------|--------------|
| 1) こども家庭局 家庭支援課長 | 平川 公則 | 078-322-6348 |
| こども家庭局 幼保振興課長    | 花房 新也 | 078-322-5212 |

---

## 7-1. 子育て環境の充実

»内閣府、厚生労働省

### 1) 子育て世帯の経済的負担の軽減

- 国策としてのこども医療費助成制度の創設に向けた事業費の確保
  - ・それぞれの自治体が独自の助成制度を実施していることから、社会保障制度として安定して持続可能な制度とするためにも、全国一律の制度を創設すること

(参考) 【神戸市のこども医療費助成制度】

入院：0歳～18歳：無料

外来：0歳～3歳未満：無料

3歳～18歳：上限400円/回（1医療機関等あたり・月3回目以降無料）

※入院・外来ともに所得制限なし

- 幼児教育・保育の利用者負担軽減に向けた財政支援の拡充

- ・幼児教育・保育の無償化の対象外となっている住民税課税世帯の0～2歳児の利用者負担額の引下げを行うこと
- ・全ての世帯で扶養順による第2子以降無償化を行うこと

(参考) 【本市における令和6年度の対国基準軽減率】 39%（所要額：約21億1千万円）

(参考) 【多子世帯の利用者負担の軽減制度（第2子半額、第3子以降無償）】

国 制 度：年収360万円未満相当世帯に限り多子計算の年齢制限を撤廃

（年収360万円以上の世帯は、多子計算の同時在園要件あり）

市単独事業：平成28年度より年収520万円以下の世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

令和2年9月より、すべての世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

---

## 2) 教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援

### ○ 保育士配置基準の改善

- ・1歳児の保育士配置基準について、6対1から5対1への改善を早期に行い、それまでの間については、保育士配置改善加算の要件の緩和を行うこと

### ○ 保育人材の確保及び定着の促進を図るための処遇改善

- ・幼稚園・保育所等の公定価格・児童養護施設等の措置費の設定については、これまでの国における処遇改善推進の取り組みに逆行することがないように、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の算定の見直しを行い、必要な財政支援を行うこと
- ・保育士配置基準の改善やこども誰でも通園制度の本格実施に向け、保育施設等で働く職員の確保・定着がより一層重要となることから、保育施設等で働く職員の確保・定着に向け、他職種を上回る処遇改善を実現すること
- ・「保育士宿舍借り上げ支援事業」において、保育施設等で働く全ての職員を補助対象とすること

### ○ 耐震化・老朽改築・大規模修繕等のための事業費の確保

- ・老朽化が進む教育・保育施設、児童館、児童養護施設等の耐震改修や老朽改築、また、認定こども園への移行等に着実に対応できるよう事業費を十分に確保するとともに、補助率の嵩上げなど、財政支援を拡充すること

## 3) こども誰でも通園制度の拡充

### ○ こども誰でも通園制度の本格実施に向けた対応

- ・令和8年度からの全自治体での本格実施に向け、専任保育士の配置に必要な基本額を措置するなど、安定的な運営に必要な財政支援を行うこと

---

#### 4) 児童虐待防止対策の拡充

##### ○ 児童虐待防止対策に対する支援の拡充

- ・ 市区町村窓口の職員配置基準についての法整備と必要な財政措置など児童虐待防止対策に対する支援を拡充すること

|        |                              |              |
|--------|------------------------------|--------------|
| 1)     | こども家庭局 こども未来課長 阿江 亨          | 078-322-5522 |
| 1) ~3) | こども家庭局 幼保振興課長 花房 新也          | 078-322-5212 |
| 2)     | こども家庭局 幼保事業課課長(指導監督担当) 森田 統  | 078-322-6522 |
|        | こども家庭局 家庭支援課長 平川 公則          | 078-322-6348 |
|        | こども家庭局 幼保振興課課長(施設調整担当) 杉浦 裕幸 | 078-322-6848 |
|        | こども家庭局 こども青少年課長 森下 健次        | 078-322-6664 |
| 4)     | こども家庭局 家庭支援課長 平川 公則          | 078-322-6348 |

---

## 4. 子育て・教育環境の充実

»内閣府、文部科学省

### 1) 児童福祉施策の拡充

- 児童養護施設等における人員配置の充実に対する財政支援の拡充
  - ・ 栄養士の配置義務のない施設定員 40 名以下の施設についてもその配置を義務付けるとともに、財政支援を行うこと
  - ・ 職員の人材確保及び離職防止のため、保育所等における「保育士宿舍借り上げ支援事業」と同様の処遇改善施策を創設すること
- 児童養護施設・里親・ファミリーホームにおける進学支援の充実のための財政支援の拡充
  - ・ 高等学校等に在学する児童の教育費について、実態に合った水準への増額など、財政支援を拡充すること
  - ・ 大学等に進学する児童に対する入学支度費の拡充や進学後の学費、通学交通費の支援制度の創設など財政支援を拡充すること
- 児童虐待未然防止及び再発防止に対する財政支援等の拡充
  - ・ 児童福祉法に基づく「こども家庭センター」の職員等の配置基準について法整備を行うこと
  - ・ 要保護児童対策地域協議会の適切な運営を確保するための研修や調整担当者の人員配置基準を明確化すること
  - ・ 心理的安全性に関する研修制度の創設など技術的援助を強化すること
  - ・ エビデンスに基づく全国共通のアセスメントツールを開発すること
  - ・ 児童虐待の世代間連鎖を予防するため、被虐待児に対して、医療機関等の専門職の判断に基づく治療対応を優先できる法整備及び小児期から成人期に切れ目なく医療、福祉の支援を継続できるような新たな支援制度を構築すること

---

## ○ 新・放課後子ども総合プランの推進に対する財政支援の拡充

- ・学童保育において、人材確保や質の向上のために支援員等の更なる処遇改善を行うとともに、障害児加算制度の年間を通じた算定方法の導入など施設の安定的な運営のための財政支援を拡充すること
- ・放課後子供教室における地域ボランティア等の人材の確保が課題となっているため、人材確保のための処遇改善を行えるよう国庫補助率を引き上げること

## 2) 教育・保育施設や自治体の負担軽減に向けた取組み

### ○ 施設型給付費等の申請手続きの簡素化

- ・公定価格の加算制度の整理や申請書類の簡素化・統一化などにより、事業者および自治体の手続き・事務負担の軽減を図ること
- ・今後の全国統一のシステム構築にあたっては、本市を含む先行する取組事例について、十分意見交換を行った上で進めること